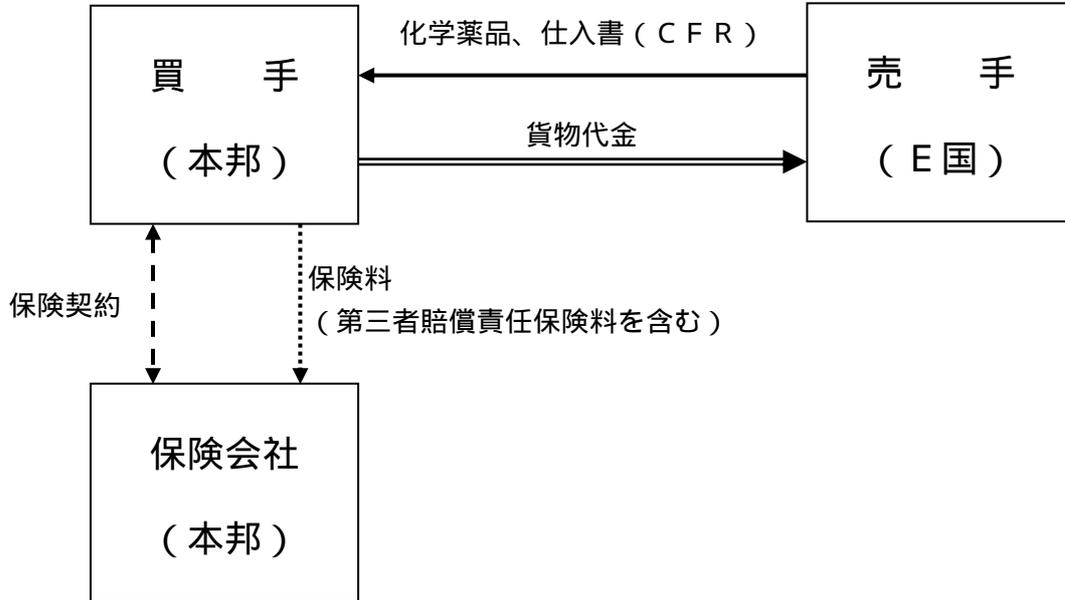


### 33. 第三者賠償責任保険に基づく保険料



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCFR条件で化学薬品を購入（輸入）しています。

海上運送時に輸入貨物自体が受ける損害は、当社が付保している通常の上海保険で補償されますが、今回当社が輸入する貨物は危険物であり、運送途中に輸入貨物が他の貨物や船舶、船員等に被害を及ぼした際に損害賠償を求められる恐れがあります。

このため、当社は保険会社に対し、海上保険と別に、輸入貨物が第三者に損害を与え、法的な賠償義務が当社に課せられた場合に損害賠償額を補償する「第三者賠償責任保険」を付保し、当該第三者賠償責任保険料を含めた保険料を支払っています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって当社が支払った第三者賠償責任保険に基づく保険料は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が保険会社に支払った第三者賠償責任保険に基づく保険料は、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいいます。

本件第三者賠償責任保険は、輸入貨物が第三者に損害を与え、貴社が法的な賠償義務を負った際の損害賠償責任を補償するものであり、輸入貨物の輸入港までの運送に関する補償を目的として付保されたものではありません。

したがって、当該保険に基づく保険料は、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料に該当しないことから、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要はありません。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(4)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)